

学校法人東北医科薬科大学

ガバナンス・コード

目次

はじめに

第1章 建学の精神と教育理念に基づく法人運営

1-1 建学の精神・教育理念

1-2 教育目的及び研究目的

1-3 中長期計画の策定による運営基盤の強化

第2章 学校法人の運営

2-1 理事会

2-2 役員（理事・監事）

（1）理事

（2）監事

2-3 評議員会

（1）諮問機関としての役割

（2）評議員

第3章 教学ガバナンス

3-1 学長

3-2 教授会

第4章 ステークホルダー

4-1 学生に対して

4-2 教職員等に対して

4-3 社会に対して

第5章 信頼性・透明性の確保

5-1 法令遵守及び危機管理

5-2 情報公開の充実

（1）法令上の情報公開

（2）自主的な情報公開

（3）情報公開の推進

はじめに

私立大学の存在意義は、建学の精神・教育理念にあります。

私立大学は、その建学の精神・教育理念に基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重されることで、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。また、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与するとともに、地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

学校法人東北医科薬科大学は、これからも建学の精神・教育理念に基づき、適切なガバナンスを確保しつつ、時代の変化に対応した私立大学としての使命を果たしていくための規範として本ガバナンス・コードを制定します。

第1章 建学の精神と教育理念に基づく法人運営

1-1 建学の精神・教育理念

東北医科薬科大学は「われら真理の扉をひらかむ」という建学の精神のもと、医学・薬学の教育研究を通じて、広く人類の健康と福祉に貢献することを願い、次の3つを教育理念に掲げています。

- 一、思いやりの心と高い倫理観をもち、専門的な知識と能力を兼ね備えた、社会に貢献できる人材を育成します。
- 一、真理の探究を志し、自ら課題を求め自分の力で解決できる人材を育成します。
- 一、友情を育み、人間形成に努めるとともに、国際的視野に立って活躍できる人材を育成します。

1-2 教育目的及び研究目的

建学の精神・教育理念に基づく、本学の教育目的及び研究目的については、学則で次のとおり定めています。

- 東北医科薬科大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医学及び薬学に関する理論と応用の教授研究を行い、専門的な知識と能力及び高い倫理性を身につけた高度医療を支える医師及び薬剤師並びに医学と薬学の領域にまたがる生命科学に関する高度の専門知識を有する研究者及び技術者を養成することを目的とし、医学及び薬学の進展を図り、人類の福祉と地域医療の充実等に貢献することを使命とする。

医学部医学科、薬学部薬学科及び薬学部生命薬科学科の教育目的及び研究目的については、学則で次のとおり定めています。

- 医学部医学科においては、医学に関する高度の専門的知識を修得させるとともに、日々発展する先進的な医学への探求心を育み、地域医療に貢献できる医師の養成を主たる教育研究目的とする。

- 薬学部薬学科においては、医療人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、先進的な薬物療法を探究するとともに疾病の予防・治療及び健康増進に積極的に貢献する意識と実践力を備えた薬剤師の養成を主たる教育研究目的とする。
- 薬学部生命薬科学科においては、薬学・生命科学に携わる人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、医学と薬学の2つの領域にまたがる生命科学を探究するとともに高度の専門知識を修得し、健康に関する様々な分野で活躍する人材の養成を主たる教育研究目的とする。

1-3 中長期計画の策定による運営基盤の強化

建学の精神・教育理念を具現化するために、本法人は「学校法人東北医科薬科大学中長期計画」を策定して自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の透明性の確保に努めます。

① 「学校法人東北医科薬科大学中長期計画」の策定

安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づき、適切な中期的な計画の検討・策定をします。本法人は1期10年の計画を策定し、これを「学校法人東北医科薬科大学中長期計画」とします。

② 実効性の確保

本法人は「中長期計画」を単年度の事業計画に反映させ、事業報告書で年度ごとの進捗状況を管理把握します。

「中長期計画」の進捗状況、財務状況については、中長期計画推進委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性のある法人運営及び大学運営に努めます。

- <http://www.tohoku-mpu.ac.jp/about/information/>

第2章 学校法人の運営

2-1 理事会

① 意思決定の議決機関としての役割

理事会は、本法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する本法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長が学部長等に各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

ウ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員の損害賠償責任

- ア 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。
- イ 役員（理事・監事）が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。
- ウ 役員（理事・監事）の本法人に対する責任が過重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。

⑦ 理事会の議事参与制限

理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 役員（理事・監事）

（1）理事

① 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ア 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。
- イ 理事長の代理権限順位を明確に定めます。
- ウ 教職員である理事は、業務執行理事として学内の業務を分担します。
- エ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- オ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。
- カ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- キ 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ク 競業及び利益相反取引を行おうとする理事は、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

② 理事の選任

- ア 理事の人数は、7名ないし9名とします。
- イ 理事となる者は、次に掲げる者としています。
 1. 東北医科薬科大学長

2. 評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
3. 学識経験者及びこの法人に特に功労のあった者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

③ 外部理事の役割

- ア 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- イ 外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。

(2) 監事

① 監事の責務（役割・職務範囲）

- ア 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- イ 監事は、その責務を果たすため、学校法人東北医科薬科大学監事監査基準に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ウ 監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- エ 監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- オ 監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

② 監事の選任

- ア 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- イ 監事は2名ないし3名置くこととします。
- ウ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

③ 監事監査基準

- ア 監査機能の強化のため、学校法人東北医科薬科大学監事監査基準を作成します。
- イ 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ウ 監事は、学校法人東北医科薬科大学監事監査基準に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表し

ます。

④ 監事業務を支援するための体制整備

- ア 監事、監査法人及び監査室の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- イ 監事機能の強化の観点から、監事全員が定期的に会合し、情報を共有します。
- ウ 本法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- エ その他、常勤監事の設置等、円滑な監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

2-3 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

① 評議員会の諮問事項

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聴きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。

- ア 予算、事業計画に関する事項
- イ 中期的な計画の策定
- ウ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- エ 役員報酬に関する基準の策定
- オ 寄附行為の変更
- カ 合併
- キ 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第 3 号に掲げる事由による解散
- ク その他、本法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

② 評議員会の議事運営

- ア 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。
- イ 本法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

③ その他の諮問機関としての職務

評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

④ 監事選任についての同意

評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

(2) 評議員

① 評議員の選任

ア 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。

イ 評議員となる者は、次に掲げる者としています。

1. 理事長、東北医科薬科大学長
2. 本法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
3. 本法人の設置する大学（本法人の前身者が設置した学校を含む。）を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
4. 学識経験者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

ウ 本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

エ 評議員の選任方法は、「1. 理事長、東北医科薬科大学長」を除き、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。

第3章 教学ガバナンス

3-1 学長

① 学長の任免

学長の任免は、学校法人東北医科薬科大学組織規程に基づき、「学長選考会議が学長候補者を推薦し、理事会の承認を経て、理事長がこれを任命する。」とあり、学校法人東北医科薬科大学組織規程において、「学長は、理事会が定めた教育方針にしたがい、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」としています。

② 学長の責務（役割・職務範囲）

ア 学長は、学則に掲げる目的及び使命を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。

イ 学長は、理事会から委任された権限を行使します。

ウ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

③ 学長補佐体制

ア 本学に副学長を置くことができるようにしており、学校法人東北医科薬科大学組織規程において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定めています。

イ 学部長の役割については、学校法人東北医科薬科大学組織規程において「学部長は、学長の統理のもと、学部に関する校務をつかさどる。」と定めています。

ウ 本学に、学長が招集し議長となる大学運営会議を置いています。大学運営会議規程において「大学運営会議は、大学全体の教育研究に関する重要な事項等の審議及び連絡調整を行うことを目的とする。」と定めています。

3-2 教授会

① 教授会の役割（学長と教授会の関係）

本学の教育研究の重要な事項を審議するために、各学部に教授会を設置しています。審議する事項については学則に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 ステークホルダー

4-1 学生に対して

① 学部ごとの3つの方針（ポリシー）

学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

- ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

② 自己点検・評価

自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組みます。

③ ダイバーシティ・インクルージョン

ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

① 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

② ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

ア ボード・ディベロップメント：BD

1. 教職員である理事は、理事会の議決並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係る PDCA を毎年度明示します。
2. 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に

報告します。

3. 役員（理事・監事）及び評議員に対し、研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

イ ファカルティ・ディベロップメント：FD

1. 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。
2. 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

ウ スタッフ・ディベロップメント：SD

1. 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。
2. SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。
3. 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

① 認証評価及び自己点検・評価

ア 認証評価

平成 16（2004）年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

イ 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCA サイクル）の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

ウ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

② 社会貢献・地域連携

ア 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社

- 会に還元することに努めます。
- イ 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。
 - ウ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
 - エ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。
 - オ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

第5章 信頼性・透明性の確保

5-1 法令遵守及び危機管理

① 法令遵守のための体制整備

- ア 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組みます。
- イ 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

② 危機管理のための体制整備

- ア 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。
- イ 災害防止、不祥事防止対策に取組みます。
- ウ 事業継続計画の策定に取組みます。

5-2 情報公開の充実

（1）法令上の情報公開

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数

その他進学及び就職等の状況

- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 本法人に関する情報公表

- ア 寄附行為
- イ 監事の監査報告書
- ウ 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- エ 事業報告書
- オ 役員等名簿
- カ 役員報酬に関する基準

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 海外の協定校
- イ 大学間連携
- ウ 地域連携並びに産学官連携

② 本法人に関する情報公開

- ア 「学校法人東北医科薬科大学中長期計画」

(3) 情報公開の推進

① 本法人に関する情報の備え置き及び閲覧

上記(1)②及び(2)②の本法人に関する情報については、ウェブサイトでの公開に加え、事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。

② 情報公開

情報公開は、ウェブサイトでの公開に加えて、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。

公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。



学校法人

東北医科薬科大学

TOHOKU MEDICAL AND PHARMACEUTICAL UNIVERSITY